

講演録

ILO100周年記念

「第108回ILO総会の成果」

ILO労働者側理事 郷野 晶子

ILOの誕生

ILOは1919年第一次世界大戦後、ベルサイユで開催された平和会議において、国際連盟とともに誕生しました。もともと19世紀にイギリスやフランスの実業家は、ILOという組織の創設を唱えていました。産業革命によって機械化が進み、労働者の多くが低賃金や長時間労働という状況におかれており、経営者の中にもこのままではいけないとの考えが生まれたからです。

また、1917年のロシア革命や第一次世界大戦も大きくかわっていると思います。第一次世界大戦の経験から、社会正義は必要だということとそのためには労働を保障し、適正な労働条件を確保しなければ平和は訪れないという信念が、ILO憲章である「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という概念につなが

っていったのではないのでしょうか。

フィラデルフィア宣言

1944年フィラデルフィアで開催された第26回ILO総会で、かの有名な「フィラデルフィア宣言」が採択されました。この宣言は、前述したILO憲章の理念が第二次世界大戦によりILO創設から20年で崩されたことを反省し、ILO創設の目的を再認識し、活動の強化を謳っています。具体的には、1.労働は商品ではない、2.表現と結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない、3.一部の貧困は、全体の繁栄にとつて危険である、4.欠乏にたいする戦いは各国内における不屈の勇氣をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行す

ることを要する、という内容となっています。

ILOとは―特徴は三者構成

ILOの構成は、政労使で2…1…1の割合となっています。当初労働者側は、1…1…1になるよう主張していました。しかし、結局は現在の割合になっています。なぜ政府の割合が2倍なのかというと、自国の法令に責任を持つのは政府であるため、政府には相応の投票権が与えられるべきとの考えからです。ILO総会での条約及び勧告の採択には2/3以上の賛成が必要です。使用者側だけが賛成しても、労使が結託しても、政府だけがごり押ししても採択されません。三者が協力しないと、条約等は採択されないので、労働者側が何らかの条約を採択したいと考えた場合、通常使用者側は反対なので、いかに多くの政府の賛同を得るかがカギとなります。この2…1…1と



いう割合は絶妙なバランスだと言えます。

また、現ILO事務局長は前ITUC（国際労働組合総連合）書記長のガイ・ライダー氏です。ライダー氏がILO事務局長に就任したことは、私たち労働組合にとっては良いことです。使用者側からはいらぬ誤解も生んでいます。例えば、ライダー氏が事務局長に就任した2012年のILO総会の際、使用者側がILOの第87号条約ではストライキについて触れていない、したがってILOではストライキ権を審議する権利

はないと言い出したのです。ストライキ案件にあたるものはすべて審議拒否という態度に出ました。もともと第87号条約にはストライキ権という文言はどこにも書いてありません。しかし、2012年まではストライキ権も普通に扱っていました。つまり、第87号条・約結社の自由にはストライキ権は入るとというのが皆の暗黙の了解事項だったのです。その慣行に基づいて審議していたのですが

審議拒否されてしまったというわけです。これ以降今日に至っても、ストライキ権という言葉が出てくると使用者側が反応して、絶対にストライキ権に関する審議は認めないという対応になっています。その他、予算配分についても使用者側から不満が出ており、国連の中で唯一、労働者、使用者、いわゆる民間人が正規の代表として入っているすばらしい機関がいつまで保たれるのか、非常に不安な状況にはなっています。

次に、ILOにおける日本の立場にも触れておきます。長い間、拠出分担率で日本はアメリカに次ぐ2番目に多い国でした。しかし、2020年からは中国が日本を抜いて2番目の国になります。結社の自由がない中国がILOの中で日本と同じように理事の立場を保有しているという

非常に不思議な光景になっています。今年のILO総会では、中国がILOと手を組んで、特にアフリカを中心とした発展途上国でプロジェクトを行うという、大きな発表がありました。公の分担金でもプロジェクトでも中国が台頭してきており、日本の存在感は危なくなっているという印象です。

ILO100周年記念総会の成果

ILO100周年記念総会は2019年6月10〜21日、スイス・ジュネーブで開催されました。ベルギー国王やドイツ・メルケル首相、フランス・マクロン大統領など、国家元首30名以上が出席しました。セキユリティがかなり厳しく、移動のパスのルートも突然変更になるなど、大変な目にあいましたが、それだけILOの重要さが認識されているからでしょう。

ILO加盟187カ国中、178カ国が参加しました。女性の参加率の平均は35%、政府は40・4%、使用者28・8%、労働者は30・4%、組合より政府の方が女性の参加率は高かったということです。

成果として一番大きかったのは、「仕事の世界における男女に対する暴

力とハラスメント」に関する条約および勧告の採択です。圧倒的多数で採択されました。日本政府と連合は賛成したのですが、日本経団連は棄権しました。もう一つの成果として、100周年記念宣言も挙げられます。記念宣言の採択も非常に危ぶまれましたが、最終的に採択されたことは、大きな成果だったと思います。また、基準適用委員会でも様々な結論が出されました。

少しILO総会の裏側をお話します。総会は2週間開催されますが、毎日ハードスケジュールです。夜の10時11時まで審議している委員会もありました。昨年、暴力とハラスメントに関する条約の委員会は夜中まで審議することが多かったのですが、今年は10時までに終了することを取り決めましたので、ほとんどの場合10時までには終わりました。私が出席した基準適用委員会が一番楽で9時くらいには終わりました。月曜日から木曜日まで毎日審議が続くので、体力勝負です。

次に3つの条約についてご説明します。まず「仕事の世界における男女に対する暴力とハラスメントの根絶に関する条約」がようやく採択されました。この条約のポイントは、定義の中で適用される労働者という範

囲です。あらゆるセクターの労働者、被用者、それから契約上の地位にかかわらず労働する者、実習生および修習生を含む訓練中の者、雇用が終了した労働者、ボランティア、求職者、就職志望者という、かなり広い範囲で適用されるということです。しかし、あまりに広い範囲であることから逆に、実際に批准し法律をこの内容に合わせるということが本間に可能なのだろうかという厳しさはあります。

使用者側からは、「使用者にも労働者性を持つ使用者もいる」との意見があり、「雇用者の権限、義務または責任を行使する個人」という文言が追記されました。その他議論になったポイントとしては、被害者および加害者に、「クライアント、顧客サービス事業者」という第三者も入れるという提案があったことです。最終的に顧客やクライアントという文言は削除されました。ただ条文の中に、「第三者を含む暴力とハラスメントを考慮に入れるべき」との文言が追加され、勧告の中に「クライアント」などの言葉が入りました。

最も問題になったのは、LGBTです。第7条で定める脆弱なグループにLGBT等を含めるのであれば、アフリカとイスラム圏の国は絶対に

条約そのものを認めないという主張でした。アフリカやイスラム圏の国も多くでは、法律でLGBTなど認めていないので、強硬に反対しました。昨年審議未了となった案件だったのですが、結局入りませんでした。最終的にEUが「脆弱なグループへの言及は、適用される国際労働基準、人権に関する国際文書に従って解釈されるべき」との妥協案を提案し、ある意味逃げ道を作り、LGBTなどの単語を入れないでそれぞれの国で解釈をするということになり、やっと投票までこぎつけました。

もう一つ問題になったのが、ドメスティック・バイオレンスです。日本では、職場・組合や労働と関係があるのか、という疑問を持たれると思います。しかし、オーストラリアやニュージーランドではドメスティック・バイオレンスが大きな問題になっていくのです。ニュージーランドでは10日間の有給休暇が法制化されています。オーストラリアでは、まだ法制化されていないかわりに協約で勝ち取っているのです。なぜ有給が必要なのでしょう。被害者は訴訟を起したり、家を変えたり、ドメスティック・バイオレンスの対応のために休まなければならぬ、そのために有給が

必要なのです。職場にも少なからず影響がある、家庭だけの問題ではなく、組合の問題なんだというスタンスです。しかし、使用者側は猛反対でした。日本政府は前回の総会で「仕事の世界を超えている」という理由で削除を提案していました。結局、「ドメスティック・バイオレンスの影響を認識し、合理的に実行可能な範囲で仕事の世界への影響を軽減する」という再修正案を使用者側が提案し、日本政府、EU、スイスなどが支持し、採択されました。

このようなやり取りでわかるように、ILO条約や勧告は結局、政労使が交渉して妥協したもので、必ずしも私たちが理想とするものとは限りません。お互いに都合のいいように解釈ができるような抜け道をわざと作らない限り、条約は採択されませんし、ある程度の妥協は仕方がないのかなと思います。

条約そのものも採択されたらこれで終わりということではなく、最低2カ国が批准しないと条約としての効力が失われることとなります。ILO条約は国際労働「最低」基準であり、加盟国として批准を意識した取り組みが求められています。条約採択後、加盟国は国会で報告し、批

准についての審議をしなければなりません。各国の政府にはたとえ未批准であっても、なぜ批准ができないのかという理由をILOに報告する義務が生じるのです。ILOは、強制力はありませんが、ジワジワと政府に圧力をかけてくるという効力は大きいと思います。日本では、2019年5月にパワハラ法案が成立しました。ILO条約が採択された今、その内容に沿って日本の法律を変えていく必要があります。正直、簡単ではないでしょう。これから連合など労働組合の頑張りどころだと思います。

ILO100周年記念宣言

ILO100周年記念宣言が政労使で合意されただけでもすごいと思います。もともと、ライダー事務局長の思いとしては、①フィラデルフィア宣言を確認するもの、②メッセージ性の強いもの、③短く、④フォロアップの必要がないもの、⑤100年続くもの、があったと伺っています。

労働者側としては、野心的に「社会契約」という言葉を入れたい、明確なビジョンを入れたい、使用者及び政府を含めたステークホルダーの責任を明確にしたい、と様々な思いがありました。しかし、使用者側も慎

重になり、100年影響があることも考慮し、生産的な雇用を生み出す経済成長や、民間企業の役割の観点を入れたいと主張してきました。一番紛糾したのが、労働の基本原則及び権利に「労働の安全衛生」を入れるという案がありました。これは使用者側が徹底的に反対しました。また、Living wage（生活賃金）、私たちが好きな言葉ですが、この文言を入れるのも無理でした。「適切な賃金」という言葉に置き換えられました。

宣言は、全部で4つのパートに分かれています。I. ILOの義務の確認、II. 仕事の未来に向けた課題と機会、III. 加盟国に対する行動の呼びかけ、IV. 行動のための手段です。この中で、私たち労働者側が評価している点だけ申し上げておきます。

まず、「フィラデルフィア宣言を再認識し」という文言です。次に「暴力とハラスメントのない仕事の世界に努力し」ということです。また、「ILOは労働者権利そしてすべての人々の必要性」という箇所は「人間中心のアプローチをさらに発展させること」という言葉が出てきます。この「人間中心のアプローチ」という言葉は全部で4カ所出てきます。やはりこれは私たちにとって、抽象的で

ILO 100周年を記念する第108回 ILO総会が
2019年6月10～21日、スイス・ジュネーブで開催された



はありますが、とても重要なキーワードではないでしょうか。

それから、「i. 経済、社会、環境の側面における持続可能な開発に寄与する仕事の未来への公正な移行を確保すること」とあります。「公正な移行」これがキーなんです。ここで経済、社会、環境の側面という言葉が入ったのは使用者側も満足しているのではないのでしょうか。

日本政府が満足してる点は、「v. 高齢労働者に対し、引退までの質の高い生産的かつ健康的な状況で就業機会を最大限に活用できるようにその選択肢を広げ、活力ある高齢化を可能にする方策を支援すること」です。

原案には、「高齢労働者」に関する項目はひとつもありませんでした。日本政府は、未来というのは高齢者にもあるんだという意見で、これを提案しました。日本政府の発議によって入れられた文言です。

また、viiには、ジェンダー平等、男女の同一価値労働同一賃金、均等な家庭内責任などの文言が入っています。iiiでは全加盟国に対して、ジェンダー平等の実現、来るべきデジタル化や更なる産業革命などに対応し効果的な生涯学習の権利とすべての人のための質の高い教育、包括的かつ持続可能な社会的保護の普遍的な利用などの推進を呼びかけています。

労働者側にとって少し残念だったことは、「妥当な最低賃金」という表現です。「労働時間の上限規制」という言葉もそうですが、もう少し強い言葉を入れたかったというのが正直なところですね。

基準適用委員会

私が出席した基準適用委員会の役割は、①批准条約に関する報告、②未批准条約と勧告に関する報告、③条約・勧告の国会提出に関する状況報告、④条約勧告適用専門家委員会報告、などの審議です。特に労使で合意した一番厳しいと思われるI

LOに提訴された案件の中で、今回は、24の案件を取り扱いました。

アジアに関して特に問題になったのはフィジーとフィリピンの第87号（結社の自由・団結権保護）のケースです。特にフィリピンは第87号条約を1953年に批准しているにも関わらず、ITUCの調査の中でも労働組合権侵害ではワースト10カ国に入っています。2016年6月、現政権になってから労働組合活動家が43名殺されています。今年6月、オランダの最中に活動家が殺害されたという事件もありました。労働組合活動家に対する暴力、殺人だけではなく、組合登録要件も厳しくなっています。組合登録をするためには、対象となる労働者の20%を組織化していなければいけないのです。平和的デモに対する刑事罰や、外国人労働者の組合参加の制限、労使紛争への軍隊や警察の強制的な介入、労働のインフォーマル化、これらすべてに対して政府は対応しているというのですが、遅々として進んでいないのが現状です。今回委員会ではフィリピンに対して、①結社の自由の行使に対する暴力の発生の阻止、②暴力事件に関する調査の即刻実施、③すべての労働者が組合を結成できるように法律を改正する、④政労使三者構

成のハイレベル・ミッションの受け入れ、⑤9月1日までに進捗状況を条約勧告適用化専門家委員会に報告をする、以上の結論を出しました。

最後に

近年、長年培ってきたILOの監視機構の制度はおかしいと声高に言い始めている政府もあります。欧州は、ILOの条約・勧告の監視機構はすぐれているので、この機構は維持すべきという意見です。ILOは三者構成の大事な機構、基準を作って、それを監視していくという大事な機構を持っているのですが、だんだん危うくなっていると感じています。

もう一つ危惧すべきなのは、現在国連改革が行われており、ILOも当然国連の一部なので、国連の活動との調整が行われていることです。国ごとに調整担当者がいますが、調整担当者がどこまでILOを理解しているのかと不安に思っています。多くの場合、元国連の職員が担当しているのですが、ILO出身の人は一人もいないのです。よほど気を付けて見守っていかないと埋もれてしまふという危惧もあります。今後、両方の面から注意する必要があると思っています。

※ILO創設100周年記念宣言日本語版については、ILO駐日事務所webサイトを参照